## 名張市観光消費喚起緊急対策補助金

~なばり観光応援キャッシュバックキャンペーン~

# 利用の手引き

令和2年6月

名 張 市

### 【目次】

1	募集要領								
	(1)目的	•	•	•	•	•	•	•	1
	(2)補助金概要	•	•	•	•	•	•	•	1
	(3)対象者	•	•	•	•	•	•	•	1
	(4)補助金額	•	•	•	•	•	•	•	2
	(5)補助対象	•	•	•	•	•	•	•	2
	(6) 交付の条件	•	•	•	•	•	•	•	3
	(7)募集期間等	•	•	•	•	•	•	•	4
	(8)申請方法	•	•	•	•	•	•	•	4
	(9)変更・取消	•	•	•	•	•	•	•	4
	(10) 返還•中止	•	•	•	•	•	•	•	4
	(11) その他	•	•	•	•	•	•	•	4
2	参考資料								
	(1)名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付要綱	•	•	•	•	•	•	•	5
	(2)様式集	•	•	•	•	•	•	1	1
	(3)記入例	•	•	•	•	•	•	2	1
9	<b>D</b>								
	補助金交付までの流れ ◆:申請者 ◇:名張	市							
U-									
<b>♦</b>	申請書を市役所に提出 ※市ホームページの専用フォームから	<b>申</b>	請	が「	でき	きき	きす	0	
	※受付期間:6月10日(水)~7月	1	01		(₹	<del>È</del> )			
<b>♦</b>	市内観光施設を予約								
$\Diamond$	補助金の交付決定(承認通知書を送付します。)								
<b>♦</b>	市内観光施設を利用 → SNSで情報発信								
	※8月31日(月)まで								
<b>\</b>	実績報告書(領収書・SNS アカウント等)を市役所に提	出							
	※9月30日(水)まで								
$\Diamond$	補助金の精算・金額確定(確定通知書を送付します。)								

◇補助金の振込(□座に振り込みます。)

#### (1)目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による観光需要の低迷により、市内主要観光地の赤目四十八滝や青蓮寺湖観光農園、また市内の宿泊施設や土産物屋、飲食店は売り上げが大幅に減少し、従業員の雇用や今後の継続経営そのものも危機的な状況にあります。

国では緊急事態宣言の解除とともに、今後、国民の移動自粛の解除やイベントの再開などを段階的に拡大していくといった方針が示されていますが、現実的には観光需要が完全に回復するにはまだまだ時間を要するものと見込まれています。

このような中、市内観光産業の経済回復の一助として、また観光需要の完全回復期に向けた反転攻勢のため、市民の市内での観光消費を促すとともに、市民が改めて本市の観光スポットを訪れ、その魅力が全国発信されることによりさらなる観光誘客に繋げます。

- 低迷する市内観光産業における消費喚起
- 市民の名張の魅力再発見と地元愛の醸成
- ▶ さらなる観光誘客のための情報発信

#### (2)補助金概要

名張市民が市内の観光(宿泊)施設の利用、飲食、特産品を購入をし、その写真、内容、コメント等をフェイスブックやインスタグラムなどの SNS により情報提供した場合、利用額(対象経費)に対し補助金(キャッシュバック)を交付します。

#### (3) 対象者

補助金対象者:名張市民

※補助金申請時に、名張市民であること。

交付人数:先着約300名

※予算に応じて前後する場合あります。

※予算に達した時点で、申請の受付を終了します。

補助金申請者:補助金の交付を受けようとする者(個人申請)

ただし、<u>同一世帯</u>又は<u>団体(30人以下の子どもの健</u> 全育成を目的とする団体に限る。)は、代表者による申

請が可能。

#### (4)補助金額

宿泊を伴う場合 → 対象経費の2/3(上限12,000円)

宿泊を伴わない場合 → 対象経費の1/2(上限 5,000円)

(注)補助金額は、利用した実績に伴い精算します。

(申請金額と補助決定金額は、異なる場合があります。)

#### (例)【宿泊を伴う場合】

温泉宿に宿泊、翌日に観光施設を利用(1泊2日)

対象経費 18,000円

補助金額 12,000円(対象経費の2/3)(上限額)

自己負担額 6,000円

#### 【宿泊を伴わない場合】

市内で飲食後に景勝地を観光し、和菓子を購入(日帰り)

対象経費 9,000円

補助金額 4,500円(対象経費の1/2)

自己負担額 4,500円

#### (5)補助対象

市外・県外の方に名張の魅力として自慢・紹介できる<u>本市ならではの</u>市内の観光施設

- ①自然体験、レクリエーション、宿泊施設、歴史文化施設、文化財、自然 の風景地、温泉等
- ②飲食店、特産品・和菓子の購入等
  - (注) チェーン店・フランチャイズ加盟店、風俗営業を伴う店舗など 一部補助金の交付の対象とならない施設があります。

#### <対象となる費用>

宿泊費、飲食代、土産代、<u>交通費</u>(公共交通機関、タクシー代)、入場料、 体験料、駐車場代、その他市長が適当と認めるもの

#### <対象とならない費用もの>

<u>交通費</u>(ガソリン代)、印刷代、通信料、その他市長が不適当と認める経費

#### (6) 交付の条件

- ▶ (5)補助対象の①と②を必ず組み合わせること。
- ▶ この事業を利用後に、写真、コメント、感想、PRポイントなどをフェイスブックやインスタグラム等のSNSで情報発信すること。

#### 【SNS に関する注意事項】

- ① 「#名張感動」を付けて投稿してください。
- ② 施設利用後10日以内に写真やコメントなどを投稿してください。
- ③ 申請者単位で投稿してください。(世帯や団体で利用した場合は、必ず 利用者全員のコメントを掲載してください。)
- ④ 投稿記事の最後に、「補助金交付決定書」(郵送)に同封されている「観光リポーターNo.●」を入れてください。
- ⑤ プライバシー設定を「非公開」にしている方は、次の<u>いずれかの方法</u>により、市が補助金交付の条件である SNS の投稿を確認できるようにお願いします。
  - ▶ アカウントのプライバシー設定を「公開」に変更する。
  - 新しいアカウント(公開)を作成する。
  - ▶ ご自身の SNS で投稿し、投稿した書類(画面のスクリーンショットなど)を実績報告書に添付する。
- ⑥ 9月30日までは、アカウントやユーザネームの変更又は削除、投稿内容の削除はしないでください。
- ⑦ 「#名張感動」をつけて投稿していただいた写真などは、市、(一社) 名張市観光協会、その他観光関係団体がシェア、リポスト、リツイート をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ⑧ (一社)名張市観光協会公式 SNS (フェイスブック・インスタグラム・ツイッターのいずれか)をフォローしてください。

- (7)募集期間等 ※新型コロナウイルス感染拡大の状況を見ながら変更又は 中止する場合があります。
  - <申請期間> 令和2年6月10日(水)から7月10日(金)まで
  - <利用期間> 令和2年6月13日(土)から8月31日(月)まで
  - 〈実績報告期間〉 施設等利用日から令和2年9月30日(水)まで

#### (8) 申請方法

名張市ホームページに掲載している<u>専用フォーム</u>に必要事項を入力し送信してください。

- ▶ 団体で申請される方は、専用フォームが使用できませんので、名張市 観光交流室(63-7648)までご相談ください。
- ▶ 申請書を郵送又はメールでの申請も可能です。
- ▶ (一社)名張市観光協会又は(一社)名張市観光協会指定の旅行代理 店でも申請手続きのサポートをします。

#### (9)変更・取消

補助金の申請後、変更又は取消をされる場合は、必ず名張市観光交流室 (63-7648)まで連絡してください。

- ※書類を提出していただく必要はありません。
- ※多くの方にご利用いただけるようご協力をお願いします。

#### (10) 返還•中止

- ▶ 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、この事業を中止する場合があります。
- ▶ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが判明した場合は、「名張市補助金等の交付に関する規則」「名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付要綱」に基づき交付決定を取り消します。
- ▶ 交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命じます。

#### (11) その他

マスクの着用など、新型コロナウイルス感染予防対策を各自でしていただきますようお願いします。

名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付要綱

名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付要綱 (趣旨)

- 第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)及びそのまん延防止のための措置が本市の観光産業に及ぼしている影響に鑑み、市民が改めて本市の自然、文化、食等に触れ、その魅力及び価値を情報発信する仕組みを構築することにより、本市の観光産業を支え、並びに新型コロナウイルス感染症が収束した後の観光客誘致及び本市の観光産業の活性化を図ることを目的として、市民が観光関連施設等を利用するために要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、名張市補助金等の交付に関する規則(昭和44年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) 観光関連施設等 本市の区域内にある施設であって、次のアからウまでに掲げるもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条第1項の許可を受けた営業所及び本市の区域の内外を問わず、広く経営を展開しているチェーン店、フランチャイズ加盟店その他商標等の表示、経営方針、サービス内容、外観等において統一性がある、同一経営体の主導で設置された店舗を除く。)及び次のエに掲げる施設のうち、市長が認めるものをいう。
    - ア 本市ならではの自然体験、レクリエーション又は食に関する体験のために利用 される施設
    - イ 歴史文化施設
    - ウ 本市の文化財、自然の風景地、温泉等の本市の観光資源を活用した施設
    - 工 宿泊施設
- (2) 情報発信 ソーシャル・ネットワーキング・サービス (インスタグラム、フェイス ブック、ツイッターその他市長が認めるものに限る。) に観光関連施設等の内容、写真、感想等を掲載することにより、本市の魅力又は価値を発信することをいう。 (補助金の交付対象)
- 第3条 この要綱に基づく補助金(以下単に「補助金」という。)の交付の対象となる者は、第5条第1項の規定による申請を行った日において、本市に住所を有する者(観光関連施設等を利用し、当該観光関連施設等の情報発信を行う者であって、本市及び本市と共同して本市の観光施策に取り組む団体が当該情報発信に係る情報の2次利用(本市の観光施策のために利用することをいう。以下同じ。)並びに当該情報の外部提供(本市が、本市の観光情報の広報その他本市の観光施策に寄与することを目的として、報道

機関に提供することをいう。以下同じ。)をすることに同意したものに限る。)とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、宿泊費、入場料、体験料、飲食代、土産代、交通 費(公共交通機関又はタクシーに係るものに限る。)、駐車場代その他の観光関連施設 等を利用するために要した経費として市長が認めるものとする。

(補助金の額等)

- 第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 観光関連施設等での宿泊を伴う場合 観光関連施設等の利用に要する経費の額に3 分の2を乗じて得た額又は1万2,000円のいずれか低い額
  - (2) 観光関連施設等での宿泊を伴わない場合 観光関連施設等の利用に要する経費の額 に2分の1を乗じて得た額又は5,000円のいずれか低い額
- 2 同一の世帯又は団体(子ども会、ボーイスカウト、スポーツ少年団等の子どもの健全 育成を目的とする団体で市長が認めるものに限る。)に属する複数の者が観光関連施設 等を同時に利用した場合(利用した者が30人以下である場合に限る。)における前項 の規定の適用については、同項第1号中「1万2,000円」とあるのは「1万2,0 00円に観光関連施設等を利用した員数を乗じて得た額」と、同項第2号中「5,00 0円」とあるのは「5,000円に観光関連施設等を利用した員数を乗じて得た額」と する。
- 3 補助金の交付を受けた者(前項の適用を受けて、観光関連施設等を利用し、補助金の 交付の対象となった者を含む。)は、重ねて補助金の交付を受けることができない。
- 4 第2項の適用を受けて補助金の交付を受けようとする者は、同項の適用を受けて補助 金の交付の対象となる者に対し、次に掲げる事項について名張市観光消費喚起緊急対策 補助金に係る同意書(様式第1号)による同意を得ておかなければならない。
  - (1) 第2項の適用を受けて、同項の団体を代表して補助金の交付を受けようとする者が その申請、請求等を行うこと。
  - (2) 本市及び本市と共同して本市の観光施策に取り組む団体が当該観光関連施設等に係る情報の2次利用及び外部提供を行うこと。

(申請及び交付決定)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(前条第2項の適用を受けようとする場合にあっては、同項の団体を代表して補助金の交付を受けようとする者)は、観光関連施設等を利用する日までに、次の各号のいずれかの方法により、市長に申請しなければならない。
  - (1)名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付申請書(様式第2号)を提出する方法
  - (2) 電子メールを利用して、前号に規定する申請書に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で

あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出する方法

- (3) 本市のホームページに掲載した申請システムを利用する方法
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、補助金の交付の可否を決定し、次 の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により通知するものとする。
- (1) 交付する旨の決定 名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付決定通知書(様式第3号)
- (2) 交付しない旨の決定 その旨及びその理由を記載した書面 (実績報告及び請求)
- 第6条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者は、当該補助金に係る観光関連施設等の利用を終えたときは、令和2年9月30日までに、名張市観光消費喚起緊急対策補助金実績報告書兼請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出することにより、報告及び補助金の請求をしなければならない。
  - (1) 観光関連施設等を利用し、その費用を支払ったことを確認することができる領収書等
  - (2) 第3条第1項の規定に基づく情報発信を行ったことを確認することができる書類等。 ただし、当該書類等を提出することなく当該情報発信の成果を確認できる場合にあっては、これを省略することができるものとする。
  - (3) 名張市観光消費喚起緊急対策補助金に係る同意書(様式第1号)(第4条第2項の 適用を受けて、同項の団体を代表して補助金の交付を受けようとする者である場合 に限る。)
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前条の報告及び補助金の請求があった場合において、当該報告及び補助金の 請求に係る書類の審査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、交付する ものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第7条 市長は、交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたことが判明したときその他規則第20条第1項に規定するときは、同条の規定に基づき当該交付決定を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、規則第21条第1項の規定 に基づき、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 様式集

#### 様式第1号(第4条関係)

#### 名張市観光消費喚起緊急対策補助金に係る同意書

私(私たち)は、名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付要綱(令和2年名張市告示第77号。以下「要綱」といいます。)の規定の内容に同意し、観光関連施設等を利用する下記の者(子ども)に対しても、名張市及び名張市と共同して観光施策に取り組む団体が情報発信に係る情報の2次利用をすること並びに当該情報の外部提供(本市が、本市の観光情報の広報その他本市の観光施策に寄与することを目的として、報道機関に提供することをいう。)することを説明し、同意を得るものとします。

また、 が、要綱第5条第1項及び第6条第1項の規定による名張市 観光消費喚起緊急対策補助金の交付に係る申請、請求等を行うことについても、同意しま す。

(同意者)	住所 氏名		印
	住所 氏名		印
※氏名を	住所 氏名 :自書する場合は、	押印を省略することができます。	印

名張市長

年	月	日
		印

(電話番号:

※氏名を自書する場合は、押印を省略することができます。

#### 名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付申請書

申請者 住 所

氏 名

宛て

名張市観光消費喚起緊急対策補助金の交付を受けたいので、名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付要綱(令和2年名張市告示第77号。以下「要綱」といいます。)第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。なお、当該補助金の交付を受けた場合は、名張市補助金等の交付に関する規則(昭和44年名張市規則第4号。以下「規則」といいます。)及び要綱の規定の内容に同意し、当該規定の内容及び裏面に記載した事項を遵守することを誓約します。

申請の区分	□宿泊を伴う	□宿泊を停	半わない	`		
利用を予定する観光						
関連施設等の名称						
利用予定日			年	月	日	
補助対象人数					人	
交付を申請する補助	宿泊を伴う場合	<u> </u>				
金の額	12,000	円×	人			
	宿泊を伴わない					
	5, 000	<del>Ч</del> ×	人			
情報発信方法	□インスタグ	ラム ロフェ	ェイスフ	ブック	<i>'</i> □ツイッター	-
	□その他(	1				)
観光関連施設等を同	氏名	住所			申請者との続	生年月日
時に利用する者					柄又は関係	

#### (裏面)

#### 誓約事項

- 1 この申請書の記載内容に、虚偽の事項はありません。偽りその他不正の行為を行ったときは、交付を受けた補助金を返還します。
- 2 補助金の交付の決定に当たって、申請者の住民記録情報等の公簿を名張市が確認することに同意します。
- 3 要綱第3条の規定に基づき、観光関連施設等を利用した日以後速やかに当該観光関連施設等の情報発信を行うこととし、名張市及び名張市と共同して観光施策に取り組む団体が当該情報発信に係る情報(観光関連施設等の内容、写真、感想等)の2次利用(観光施策のための利用)並びに当該情報の外部提供(本市が、本市の観光情報の広報その他本市の観光施設に寄与することを目的として、報道機関に提供することをいう。)をすることに同意します。
- 4 私と観光関連施設等を同時に利用する者に対して、名張市及び名張市と共同して観光 施策に取り組む団体が情報発信に係る情報の2次利用をすることについて、同意を得る ものとします。
- 5 団体(子ども会、ボーイスカウト、スポーツ少年団等の子どもの健全育成を目的とする団体で市長が認めるものに限る。)を代表して、補助金の交付を受ける場合には、書面(名張市観光消費喚起緊急対策補助金に係る同意書(様式第1号))により、観光関連施設等を利用しようとする子どもの保護者の同意を得るものとします。
- 6 観光関連施設等の利用に要した経費の額に3分の2(宿泊を伴わない場合にあっては、 2分の1)を乗じて得た額(以下「対象額」といいます。)が交付決定額に満たない場合には、当該対象額の範囲内においてのみ請求することとします。
- 7 第1項に定めるもののほか、規則若しくは要綱又はこの誓約事項に違反した場合において、名張市長から補助金の返還を求められたときは、それに応じます。

様式第3号(第5条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

#### 名張市長

#### 名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度 名張市観光消費喚起緊急対策補助金の交付に係る申請については、名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付要綱(令和2年名張市告示第77号。以下「要綱」といいます。)第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 交付決定額

円

- 2. 交付の決定の条件
- (1) 名張市補助金等の交付に関する規則(昭和44年名張市規則第4号。以下「規則」 といいます。)及び要綱の規定の内容に同意し、当該規定の内容を遵守すること。
- (2) 観光関連施設等の利用に要した経費の額に3分の2(宿泊を伴わない場合にあっては、2分の1)を乗じて得た額(以下「対象額」といいます。)が上記1の交付決定額に満たない場合には、当該対象額の範囲内においてのみ請求すること。
- (3) 申請書の記載の内容に虚偽の事項がある等、偽りその他不正の行為を行ったときは、 交付を受けた補助金を返還すること。
- (4) 要綱第3条の規定に基づき、観光関連施設等を利用した日以後速やかに当該観光関連施設等の情報発信を行うこととし、名張市及び名張市と共同して観光施策に取り組む団体が当該情報発信に係る情報(観光関連施設等の内容、写真、感想等)の2次利用(観光施策のための利用)並びに当該情報の外部提供(本市が、本市の観光情報の広報その他本市の観光施設に寄与することを目的として、報道機関に提供することをいう。)をすることに同意すること。
- (5) 観光関連施設等を同時に利用する者に対しても、名張市及び名張市と共同して観光 施策に取り組む団体が情報発信に係る情報の2次利用をすることについて、同意を 得ること。

- (6) 団体(子ども会、ボーイスカウト、スポーツ少年団等の子どもの健全育成を目的とする団体で市長が認めるものに限る。) を代表して、補助金の交付を受ける場合には、書面(名張市観光消費喚起緊急対策補助金に係る同意書(様式第1号)) により、観光関連施設等を利用しようとする子どもの保護者の同意を得て、補助金の請求の際に提出すること。
- (7) 補助金申請の内容に変更等が生じた場合には、遅滞なくその旨を報告すること。
- (8) 規則若しくは要綱又はこの条件に違反した場合において、名張市長から補助金の返還を求められたときは、それに応じること。

様式第4号	(第6	条関係)
1800 コーコー	(27) (	

				年	月	日
名張市長	宛て					
		請求者	住所			
			氏名		印	
			(電話番号:		)	)

#### 名張市観光消費喚起緊急対策補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付けで決定を受けた名張市観光消費喚起緊急対策補助金の交付に関し、当該決定の条件として付されたことを履行したので、名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付要綱(令和2年名張市告示第 77 号。以下「要綱」といいます。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり実績報告及び補助金の請求をします。

記

1. 請求金額 金 円也

※上記請求金額の算定方法

#### 2. 実際に支払った観光関連施設等の利用に要した経費の額、その内訳等

	利用した観光関連施設等の名称	利用日	利用に要した経費の額
1			
2			
3			
4			
5			
	合計		

#### 3. 口座情報

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く	。)	支		店	預金種目	口座番号(右づめでご記入ください)						
	銀行 金庫 農協			本店 支店 出張所	普通							
ゆうちょ銀行		店	:	番	預金種目		番	号(	右づめでこ	記入くだる	さい)	
貯金通帳の見開きて記載された振込口度店番・番号を記入しください。	区の				普通							
(フリガナ)		*必ず記入してください。										
口座名義人												

#### 4. 添付書類

- (1) 観光関連施設等を利用し、その費用を支払ったことを確認することができる領収書等
- (2) 要綱第3条の規定に基づく情報発信を行ったことを確認することができる書類等。 ただし、書類等を提出することなく情報発信の成果を確認できる場合にあっては、 これを省略することができるものとする。
- (3) 名張市観光消費喚起緊急対策補助金に係る同意書(様式第1号)
  - ※ 団体(子ども会、ボーイスカウト、スポーツ少年団等の子どもの健全育成を目的とする団体で市長が認めるものに限る。)を代表して補助金の交付を受けようとする者である場合に限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### 別添様式

	ロインスク	タグラム	□フェ⁄	イスブック	ロツイ	ッター
情報発信方法	□その他	(				)
	アカウン	卜名(				)
投稿日	令和	年	月	日		
<領収書等添付>						
※確認日	戶.	] F	3	:		担当者

## 記入例

#### 名張市観光消費喚起緊急対策補助金に係る同意書

私(私たち)は、名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付要綱(令和2年名張市告示第77号。以下「要綱」といいます。)の規定の内容に同意し、観光関連施設等を利用する下記の者(子ども)に対しても、名張市及び名張市と共同して観光施策に取り組む団体が情報発信に係る情報の2次利用をすること並びに当該情報の外部提供(本市が、本市の観光情報の広報その他本市の観光施策に寄与することを目的として、報道機関に提供することをいう。)することを説明し、同意を得るものとします。

また、 名張 太郎 が、要綱第5条第1項及び第6条第1項の規定による名張市 観光消費喚起緊急対策補助金の交付に係る申請、請求等を行うことについても、同意しま す。 ※同時に申請する子どもの保護者全員の同意が必要です。

(同意者) 住所 鴻之台1番町1番地 氏名 三重 花子 住所 希央台5番町19番地 氏名 名張 次郎 住所 蔵持町原出314番地3 氏名 赤目 一子 住所 梅が丘南5番町184番地 氏名 雪津 国津 三郎 住所 すずらん台東3番町220番地 氏名 黒田 太郎 住所 つつじが丘北5番町73番地 氏名 新田 正子 新田 住所 長瀬1405番地5 氏名 竜口 五郎 丰中

※氏名を自書する場合は、押印を省略することができます。

名張市長

宛て

申請者 住 所 鴻之台1番町2番地 氏 名 名張 一郎

卷張

(電話番号: 090-△△△△-△△△△

※氏名を自書する場合は、押印を省略することができます。

#### 名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付申請書

名張市観光消費喚起緊急対策補助金の交付を受けたいので、名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付要綱(令和2年名張市告示第 77 号。以下「要綱」といいます。)第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。なお、当該補助金の交付を受けた場合は、名張市補助金等の交付に関する規則(昭和44年名張市規則第4号。以下「規則」といいます。)及び要綱の規定の内容に同意し、当該規定の内容及び裏面に記載した事項を遵守することを誓約します。

申請の区分	□宿泊を伴う	亡宿泊を伴わない			
利用を予定する観光 関連施設等の名称	青蓮寺湖ぶと	ごう狩り、土産物屋、	日帰り温泉		
利用予定日		令和2 年6 月2	22日		
補助対象人数		3	人		
交付を申請する補助	宿泊を伴う場合	<u>\</u>	※同時に	 申請する人	粉を
金の額	12, 000F	g× 人	記入して	甲頭する八 ください。 場合は、「	数で
	宿泊を伴わない		※個人の	場合は、「 さい。 <del></del>	1人」と
	5, 000F				
情報発信方法		ラム □フェイスブック	<sup>カ</sup> □ツイッター	_	
	□その他(		T	)	
観光関連施設等を同	氏名	住所	申請者との続	生年月日	
時に利用する者			柄又は関係		
	名張 花子	申請者と同じ	妻	S60. 3. 21	
	名張 始	IJ	子	H22. 1. 23	
	※個人で 記入は不	・申請する場合は、こ( 要です。	の欄の		

#### (裏面)

#### 誓約事項

- 1 この申請書の記載内容に、虚偽の事項はありません。偽りその他不正の行為を行ったときは、交付を受けた補助金を返還します。
- 2 補助金の交付の決定に当たって、申請者の住民記録情報等の公簿を名張市が確認することに同意します。
- 3 要綱第3条の規定に基づき、観光関連施設等を利用した日以後速やかに当該観光関連施設等の情報発信を行うこととし、名張市及び名張市と共同して観光施策に取り組む団体が当該情報発信に係る情報(観光関連施設等の内容、写真、感想等)の2次利用(観光施策のための利用)並びに当該情報の外部提供(本市が、本市の観光情報の広報その他本市の観光施設に寄与することを目的として、報道機関に提供することをいう。)をすることに同意します。
- 4 私と観光関連施設等を同時に利用する者に対して、名張市及び名張市と共同して観光 施策に取り組む団体が情報発信に係る情報の2次利用をすることについて、同意を得る ものとします。
- 5 団体(子ども会、ボーイスカウト、スポーツ少年団等の子どもの健全育成を目的とする団体で市長が認めるものに限る。)を代表して、補助金の交付を受ける場合には、書面(名張市観光消費喚起緊急対策補助金に係る同意書(様式第1号))により、観光関連施設等を利用しようとする子どもの保護者の同意を得るものとします。
- 6 観光関連施設等の利用に要した経費の額に3分の2(宿泊を伴わない場合にあっては、 2分の1)を乗じて得た額(以下「対象額」といいます。)が交付決定額に満たない場合には、当該対象額の範囲内においてのみ請求することとします。
- 7 第1項に定めるもののほか、規則若しくは要綱又はこの誓約事項に違反した場合において、名張市長から補助金の返還を求められたときは、それに応じます。

様式第4号(第6条関係)

令和2 年6 月28日

名張市長宛て

請求者 住所 鴻之台1番町2番地 氏名 名張 一郎



(電話番号: 0 9 0 -△△△△-△△△△)

#### 名張市観光消費喚起緊急対策補助金実績報告書兼請求書

令和2年6月14日付けで決定を受けた名張市観光消費喚起緊急対策補助金の交付に関し、当該決定の条件として付されたことを履行したので、名張市観光消費喚起緊急対策補助金交付要綱(令和2年名張市告示第77号。以下「要綱」といいます。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり実績報告及び補助金の請求をします。

記

1. 請求金額 金 15,000 円也

※上記請求金額の算定方法

記入計算方法 日帰り 5,000円×3人=15,000円 1人当たり 上限5,000円

#### 2. 実際に支払った観光関連施設等の利用に要した経費の額、その内訳等

	利用した観光関連施設等の名称	利用日	利用に要した経費の額
1	青蓮寺湖ぶどう狩り・バーベキュー	6月22日	19,620円
2	土産用ぶどう購入	6月22日	8,000円
3	青蓮寺レイクホテル 日帰り温泉	6月22日	2,670円
4			
5			
	合計		30,290円

#### 3. 口座情報

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く	. )	支	店 預金種目 口座番号 (右づめでご記入くださ						ださい)		
百五.	銀行金庫農協	名張	本店 支店 田張所	普通当座	0	1	2				
ゆうちょ銀行	よ銀行 店 番			預金種目	番号はかって記入ください						
貯金通帳の見開き下に 記載された振込口座の 店番・番号を記入して ください。				普通当座		***************************************		***************************************			
(フリガナ)		ナバリ イチロウ *必ず記入してください。					,				
口座名義人		名張	一郎								

#### 4. 添付書類

- (1) 観光関連施設等を利用し、その費用を支払ったことを確認することができる領収書等
- (2) 要綱第3条の規定に基づく情報発信を行ったことを確認することができる書類等。 ただし、書類等を提出することなく情報発信の成果を確認できる場合にあっては、 これを省略することができるものとする。
- (3) 名張市観光消費喚起緊急対策補助金に係る同意書(様式第1号)
  - ※ 団体(子ども会、ボーイスカウト、スポーツ少年団等の子どもの健全育成を目的とする団体で市長が認めるものに限る。)を代表して補助金の交付を受けようとする者である場合に限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### 別添様式

	☑インスタグラム □フェイスブック □ツイッター		
情報発信方法	□その他(	)	
	アカウント名( nabaricity637648	)	
投稿日	令和2 年 6 月 2 3 日		
<領収書等添付>	ここに領収証等を貼ってください。		
※確認日	月 日 :	担当者	